

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の構成

制定根拠: 子ども・子育て支援法第34項第3項, 第46条第3項

■ 共通事項

- ・家庭的保育事業者等と非常災害対策
- ・家庭的保育事業者等の職員の一般的要件
- ・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・衛生管理等の基準
- ・食事の提供基準
- ・食事の提供基準の特例
- ・利用乳幼児及び職員の健康診断
- ・保育所との連携
- ・家庭的保育事業所等内部の規程
- ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則
- ・虐待等の禁止
- ・懲戒に係る権限の濫用禁止
- ・秘密保持等
- ・苦情への対応
- ・家庭的保育事業所等に備える帳簿

■ 家庭的保育事業

- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・保育時間
- ・保育の内容
- ・保護者との連絡

■ 小規模保育事業A型, B型, C型

- ・小規模保育事業の区分(定義)
- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・保育時間
- ・保育の内容
- ・保護者との連絡

■ 居宅訪問型保育事業

- ・居宅訪問型保育事業(定義)
- ・設備及び備品
- ・職員の基準
- ・居宅訪問型保育連携施設(定義)
- ・保育時間【準用】
- ・保育の内容【準用】
- ・保護者との連絡【準用】

■ 事業所内保育事業

- ・利用定員の設定
- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・連携施設に関する特例
- ・保育時間【準用】
- ・保育の内容【準用】
- ・保護者との連絡【準用】